（様式３）

会議の開催結果について

1　会議名	河内長野市男女共同参画審議会（第６期）
2　開催日時	平成２８年１１月１１日（金）午後２時～４時
3　開催場所	河内長野市役所　３階　３０１会議室
4　会議の概要	(1)男女共同参画審議会の役割について (2)会長、副会長の選出 (3)河内長野市男女共同参画計画(第3期)の取り組みについて ・平成27年度河内長野市男女共同参画(第3期)の実績結果 ・平成28年度女性登用状況（平成28年4月1日現在） (4)配偶者からの暴力の被害者に対する支援について ・平成27年度ドメスティック・バイオレンス被害者等の支援状況 (5)男女共同参画に関する市民意識調査の実施について ・調査項目等について (6)その他
5　公開・非公開の別	公　開
6　傍聴人数	１人（男性　１人、女性　０人）
7　問い合わせ先	（担当課名）総合政策部　人権推進課（内線５５５）
8　その他	

＊同一の会議が１週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

平成２８年度河内長野市男女共同参画審議会会議録

日　時：平成２８年１１月１１日（金）午後２時～午後４時
場　所：河内長野市役所　３０１会議室
出席者：（敬称略）委員１０名
　委　員　　安藤ひろこ・河上典子・田間泰子・塚本みさ江・仲村義郎
　　　　　　乗井弥生・林田徳裕・三浦佐江子・村田憲司・吉田妙子
　事務局　　総合政策部長　塩谷　聡
　　　　　　人権推進課　中野課長・橋本補佐・岩村主査・大谷副主査

○事務局（橋本）

本日は、お忙しい中、ご出席を賜りまして誠に有難うございます。

また、本年４月の審議会委員のご就任に際しましては、格別のご配慮を賜り、重ねてお礼申し上げます。それでは、ただ今から、平成２８年度男女共同参画審議会（第６期）の第１回会議を始めたいと存じます。

○事務局（橋本）

初めに、市を代表いたしまして総合政策部長の塩谷よりごあいさつ申し上げます。

○塩谷部長

本日は、お忙しい中、男女共同参画審議会に、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、委員の皆様には、平素から、本市行政にご支援・ご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

この度は、河内長野市男女共同参画審議会の委員として、ご就任をお願い申し上げましたところ、ご快諾をいただきました。重ねて御礼申し上げます。２年間、どうぞよろしくお願いいたします。

話は変わりますけれども、我が国では、少子高齢化に伴う人口の減少、あるいは、とりわけ労働力人口の減少が深刻な社会問題となる中で、国においては、「女性の力」は「わが国最大の潜在力」であり、「女性の力の発揮」が日本社会の活性化につながっていくという認識のもとで、国を挙げて、女性の活躍を推進する取り組みを行っておるところです。

その先駆けといたしまして、平成２７年８月には「女性活躍推進法」が成立いたしました。これを受けて策定されました国の「第４次男女共同参画基本計画」では、長時間労働をあたりまえとする男性中心の働き方改革の重要性を冒頭に掲げまして、多様な働き方、暮らし方の実現に向け、様々な施策を講じているところです。

また、本年５月に開催されましたＧ７伊勢志摩サミットの中で、「女性」を優先課題の一つに取り上げまして、各国首脳から「女性の活躍推進」への強い発信がなされるなど、女性の活躍と男女共同参画社会の実現への取り組みは、新たなステージに入ったと言えると思います。

本市におきましては、平成２０年３月に策定いたしました「河内長野市男女共同参画計画」に基づき、様々な施策を講じて参りましたが、現在の第３期計画が、２９年度末、来年度末をもって終了することから、今年度は、これまでの総括をするとともに、新たに平成３０年度を初年度とする第４期計画の策定に向けて、鋭意取り組んで参りたいと考えております。

そこで、本日は、昨年度の本市各事業の実績結果のご報告、それと第３期計画の進捗状況の報告に加えて、第４期計画に向けた市民意識調査のあり方や、どのような政策展開をすべきかなどにつきまして、委員の皆様から忌憚のないご意見やご提案などをいただきながら、

今後に活かして参りたいと思っております。

最後に、世代や性別を超えて広く市民の皆様のご理解をいただきながら、男女がともに夢や希望を実現できるよう、男女共同参画をさらに推進して参りたいと考えております。

なお、私、３時から別件の会議がございますので、３時前に退席させていただきます。

本日の会議におきまして、皆様からのご意見を頂きますようにお願いいたしまして、冒頭のあいさつとさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。

○事務局（橋本）

本日は、委員改選後、初めての会議でございますので、皆さまのご紹介から始めさせていただきます。審議会（第６期）委員名簿をご覧下さい。５０音順となっております。お名前をご紹介させていただきます。河内長野市国際交流協会から安藤ひろ子様でございます。公募により委員となられました河上典子様でございます。本日ご欠席ですが、(有)フェミニストカウンセリング堺の佐藤恵子様でございます。本日、３０分ほど遅れてこられると連絡がはいりました、大阪府立大学人間社会学部教授の田間泰子様でございます。続いて、河内長野市母子福祉会から塚本みさ江様でございます。本日急遽、欠席となられましたメンズセンター運営委員の中村彰様でございます。続きまして、公募で委員となられました仲村義郎様でございます。本日ご欠席ですが、河内長野市企業人権協議会から西野英紀様でございます。続いて、弁護士の乗井弥生様でございます。河内長野市歯科医師会から林田徳裕様でございます。「teamあごら」から三浦佐江子様でございます。河内長野公共職業安定所から村田憲司様でございます。本日ご欠席ですが、河内長野市人権教育研究会から森中教之様でございます。本日ご欠席ですが、河内長野市社会福祉協議会から山本明彦様でございます。続いて、河内長野市人権協会から吉田妙子様でございます。以上、１５名の皆様でございます。２年間、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（橋本）

続きまして、市の男女共同参画担当の職員を紹介させていただきます。先ほどあいさつさせて頂きました総合政策部長の塩谷でございます。人権推進課長の中野でございます。主査の岩村でございます。副主査の大谷でございます。そして、私は課長補佐兼係長の橋本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（橋本）

それでは、次第の４．男女共同参画審議会の役割等について、今回、初めて委員となられました方もいらっしゃいますので、改めて説明させていただきます。失礼して、座って説明させていただきます。資料１の「河内長野市男女共同参画推進条例」をご覧ください。

河内長野市では、平成17年9月に本市の「男女共同参画推進」の指針となる「男女共同参画推進条例」を制定いたしました。本条例の第１８条に、男女共同参画審議会の役割等が謳われております。１８条を見ていただけますでしょうか。第１項で設置の目的を、２項で審議会の所掌事務を、３項で組織について、そして４項では構成委員についてそれぞれ規定しております。

まず、第１項では、審議会設置の目的として「男女共同参画の推進を図るため、河内長野市男女共同参画審議会を設置する。」となっております。次に、第２項で審議会の所掌事項といたしまして、（１）～（３）までの事項を掲げております。１つ目に、男女共同参画計画の策定や見直しについて、２つ目に、施策への苦情等の申し出について、これについて、それぞれ市長の求めに応じて意見を述べていただくこと。そして、３つ目に、男女共同参画の推進に関する重要事項について、市長の求めに応じて調査審議し、意見を述べていただくこととなっております。　次に、第３項で、審議会の組織は委員１５名以内で組織し、男女

いずれか一方の委員の数が総数の１０分の４未満であってはならないとしており、今回、委員の推薦依頼に際しまして各団体様には、男女のバランスに配慮して、男性・女性と指定して推薦をお願いした団体もございました。結果として、女性８名・男性７名の合計１５名となりました。　ここで、田間先生がいらっしゃいましたので、田間先生のご紹介をさせていただきます。説明を続けさせていただきます。第４項で、委員は、学識経験者、公募に応じた者、その他の市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱すると規定しており、皆様に委員の委嘱をさせていただいた次第でございます。

続いて、「河内長野市男女共同参画審議会規則」をご覧ください。規則は、本審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めています。まず、第２条の（委員の任期）については、２年となっており、第６期の皆様の任期は、平成２８年４月１日から平成３０年３月３１日までとなります。次に、第３条では、審議会に会長及び副会長を各１名ずつ置くとし、会長は、審議会を代表し会務を総理するとなっています。また、副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは職務を代理するとなっております。なお、この会長・副会長の選任については、本日の案件とさせていただいております。次に、第４条で、審議会の会議は、会長が招集し、議長となっていただくこととなっています。また、会議は過半数の出席をもって開かれ、議事は、出席委員の過半数で決し、同数のときは、議長が決することとなっております。次に、第５条及び第６条では、審議会に部会を置くことができること。また、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができることとしております。　第７条の（庶務）については、人権推進課が担当させていただきます。最後に第８条では、この規則に定めがなく、審議会の運営に必要な事項は、会長が審議会に諮ってお決めいただくこととしております。

以上が、審議会の役割等でございますが、これまでのところで、何かご質問などございますでしょうか。

○事務局（橋本）

ないようでしたら、それでは、次第の５．案件に移りたいと存じます。案件（１）「会長、副会長の選任」について、審議会規則の第３条に基づく、会長及び副会長各１名の選出について、どのように決めさせていただいたらよろしいでしょうか。

○吉田委員

今日、初めてお会いする委員もいらっしゃいますので、どなたがということは分かりかねますので、事務局のほうで会長、副会長のご提案をいただけたらと考えますが、いかがでしょうか。

≪賛成・異議なしの声≫

○事務局（橋本）

よろしいでしょうか。委員から、そういうご意見がございましたので、事務局としましては、これまで、会長、副会長をご歴任していただいております中村彰先生を会長に、乗井弥生先生を副会長にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

≪拍手、異議なしの声≫

○事務局（橋本）

中村彰会長につきましては、会長のご内諾を得ているのですが、本日出席の予定でしたが、先ほど急遽、別の用事でご欠席の連絡がございましたので、本日は、乗井副会長に会長代行をしていただきたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。恐れ入りますが、副会長の席へお着き下さい。早速ですが、乗井副会長から、一言ご挨拶いただければと思います。

○乗井副会長　＜ご挨拶＞

皆さん、こんにちは。初めての方もそうでない方もよろしくお願いします。副会長をお願

いしたいということで、事前にご連絡がございまして、喜んで受けさせていただきました。大阪弁護士会に所属しておりまして、弁護士会でも男女共同参画推進本部を中心に法律相談における一時保育の充実など色々としています。河内長野市とは、以前に職員研修をしたのがきっかけで、講演に何度か来させていただいて、委員のお声掛けをいただきました。中村さんが会長されるということで、安心かなと思っていたんですが、早速、規則３条３項の出番がありまして、急なご用件で欠席ということで、議事の代行をさせていただきます。皆さんのご協力を得て進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

○事務局（橋本）

本日は、委員１５名中１０名出席ということで、過半数のご出席をいただいておりますので、審議会規則第４条第２項に基づき本会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、乗井副会長、議事進行の程よろしくお願いいたします。

○乗井会長代行

それでは、案件の「（２）河内長野市男女共同参画計画（第３期）の取り組みについて」事務局から説明をお願いします。

○事務局（大谷）

それでは説明させていただきます。

河内長野市では、平成２０年３月に男女共同参画計画第３期を制定し、同年４月からこの計画に則り様々な施策を実施してまいりました。平成２７年度の詳しい集計は、先日送付させていただきました平成２７年度河内長野市男女共同参画計画第３期の実績結果のとおりです。平成２６年４月、平成２８年４月に機構改革が行われ、課の名称や施策の関係課いいかえますと業務の担当課が変更になっているところがいくつかありますが、新旧対照表を作成しましたので参考にしていただければと思います。

それでは実績結果の説明に入ります。１ページから９ページの「全庁項目１２項目に関する実績」のところですが、今年はＡからＤの実施状況の評価について、昨年の審議会において「Ｄ該当なしの数が多すぎるのではないか。」とご指摘いただいたことを受け、Ｄ該当なしと回答した課すべてにヒアリングを行い、項目の捉え方、評価の基準などを説明し、担当課の業務の中で該当のある部分を見つけ出して評価してもらうようにしました。たとえば、１ページの「基本目標１．政策並びに方針立案及び決定への男女共同参画」のところでは、各課の業務を進めていく上で男女の区別があるかどうか、２ページの基本目標８．男女の人権を尊重した表現の推進のところでは、「各課が作成するホームページやチラシ・ポスター及び案内文書などについて評価してほしい。」と説明すると、結果、Ｄの数が昨年度１７３から９５になりました。ヒアリングをしたことで、男女共同参画に対する担当課の意識も変えることもできたように思います。次に、１０ページ以降の個別項目の推進状況の中で、人権推進課が行った施策をあげさせていただきます。１２ページの基本目標２「男女共同参画にむけての意識改革のための広報・啓発活動の推進」のＮｏ.２１「男女共同参画推進事業の実施」の欄の右端「平成２７年度実績」をご覧ください。人権推進課が男女共同参画推進事業を委託している市民団体のｔｅａｍあごらと実施した事業をあげております。詳しくは別冊子の「平成２７年度事業報告」の１３ページ中ほどをお願いします。６月２８日に男女共同の参画週間講演会として、前尼崎市長の白井文さんに実体験をもとに感じる男女共同参画について「男の女子力、女の男気～私のチャレンジ人生～」と題して講演をしていただきました。参加者は、女性８７名、男性４１名、計１２８名でした。１１月２２日には、第２４回おんなとおとこのワイワイあごらで大阪樟蔭女子大学教授の石蔵文信さんに「楽しく生きるためのパートナーシップ～共に依存しない生き方を目指して～」と題して、パートナーとの

よい距離感について講演いだきました。参加者は、女性８０名、男性４３名、計１２３名でした。また、８月２８日、青少年育成課主催の「くろまろキッズ全員集合」の一メニューとして、小学生を対象にアニメ映画「ももへの手紙」を上映し、７５名の参加がありました。その他あごらシネマクラブは、「男の女子力、女の男気」をテーマに４回開催しました。チームあごらのメンバーがテーマにそって上映する映画を選んでいますが、事業実施時のアンケートでは「いつも考えさせられる映画をありがとう」とリピーターによる感想や「これからも続けてほしい」という初めての人からの感想が寄せられていて、男女共同参画の啓発につながるイベントとして定着させていきたいと思っています。次に、実績結果で複数か所でてくる「男女共同参画学習講座の推進」について説明いたします。人権推進課が実施した男女共同参画推進講座は、別冊子の「事業報告」で３ページから８ページのところでまとめておりますが、子育て世代向け、女性向け、子ども向けなど対象を変えて１１講座２０コマを実施しました。また、２７年度は参加者層の拡大と事業組換えの観点から、関係機関や関係課と連携し同じ内容の講座については、共催で実施するよう積極的に働きかけました。具体的には、４ページの（エ）暮らしに役立つ法律講座を大阪弁護士会と、５ページの（オ）パパのための子育てスクールを子ども子育て課と、７ページの（ケ）自己啓発講座を大阪府の人権出前講座を利用して。同じく７ページの（コ）女性の就労支援講座を産業政策課と共催で開催しました。また、５ページの（カ）大阪府立大学女性研究者支援センターの理系女子大学院生チームのIRISによる「子どもサイエンス・キャンパス」は「駅前子ども教室」の１プログラムとして実施しました。この講座は、小学生に科学の実験を通じて科学の楽しさを伝え、男女にかかわらず自分の適正を見つけるきっかけとなることを目的に、継続的に実施している講座で、過去３回の参加者の満足度も高く、今年度も１１月２０日に開催する予定です。

次に本日配布させていただきました資料２「河内長野市男女共同参画の職場づくり率先行動計画の実績」について説明させていただきます。この計画は、本市の職場における男女共同参画を推進するために個別に指標を設け、目標を定めて取り組んでいるものです。主に人事課が実施主体となって取り組む女性のチャレンジ支援、職場の環境づくりなどの指標ですが、個別指標４の男女共同参画に関する研修受講率の向上のところで、平成２７年度実施いたしました職員研修は、男女共同参画週間講演会でもご講演いただいた白井文さんに「河内長野市の明日と男女共同参画」と題して講義をしていただき、８４名の参加がありました。

続きまして、「女性登用状況資料」をご覧ください。この資料の中で、「団体」とありますのは「審議会等の附属機関」のことです。１ページの「審議会等への女性登用状況ほか」のところ、審議会等の附属機関の女性登用率は、平成２８年４月１日現在は２９．４％で、昨年の同時期の２９．５％と比べますと０．１ポイントの減少で、ほぼ横ばいとなっております。女性の登用については、平成２７年６月に「審議会への女性委員の積極的登用の推進」についての文書を各課に配布し、その後、改選前にも個別に依頼を行うなど積極的に働きかけを行いました。今後も、今年度改選する審議会等には積極的に働きかけを行うなど、引き続き女性登用率の向上のために取り組んでまいります。次に８ページから１１ページの「職員の登用状況について」のところです。女性管理職の割合や採用率など決して増加傾向とはいえませんが、昨年度成立しました「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」で策定が義務付けられた「特定事業主行動計画」として本年４月に「河内長野市女性職員の活躍推進アクションプラン」を策定し、具体的な女性登用の数値目標として平成３７年度までに、女性管理職の割合を１５％以上と設定するほか、今後女性活躍推進に向けた取り組みがすすめられることになっております。１２ページ以降は、公立幼稚園、小学校、中学校、Ｐ

ＴＡ、自治会、市民公益活動での女性登用状況です。１５ページのＰＴＡ登用状況ですが、小中学校における女性のＰＴＡ会長の平成２７年度調査の全国数値は、１２．５％となっておりますが、本市におきましては平成２８年６月１日現在で３０．０％となっております。また、女性の自治会会長については、全国の成果目標として平成２７年度までに１０％をかかげていたものが、平成２７年度実績で４．９％にとどまっており、本市におきましては、平成２８年４月１日現在１５．７％と目標数値を達成した状態となっています。以上が河内長野市男女共同参画計画（第３期）の取り組みについて、資料平成２７年度河内長野市男女共同参画計画(第３期)の実績結果と平成２８年女性登用状況からの説明となります。

○乗井会長代行

ありがとうございました。今、二つの資料について事務局から報告いただきました。これは事前にお送りいただいていた内容でございますけれども、委員の皆さん、このことについて、ご意見ご質問はございませんか。

○仲村義郎委員

報告書の１４ページあたり「男女共同参画推進事業」の報告の中で、アンケートを取っているということですが、アンケート結果は報告書に載せなくていいんですか。ただ、「良かった。良かった。」では、実質上何が良かったのか分からないし、本当に良かったのか。言い方は悪いですが、実施側が勝手に良かったと言ってるだけなのか。そういう意味からも、アンケートの結果を知りたいのですが。男性、女性でどう違うのかとか。実施した事業を羅列しているだけでは、評価しがたいのですが。

○事務局（大谷）

アンケートは、その都度集計させていただいて「teamあごら」に報告しています。アンケート結果をあごら会議で共有するなどされていますが、一般の方への公開は、現時点ではしておりません。

○仲村義郎委員

この場は、一般ということですか。

○事務局（大谷）

これまで、審議会で公開したことはありませんが、今後は、審議会への一つの報告として考えさせていただきます。

○仲村義郎委員

他の資料は、細かな数値が出ている。事業については、頑張ったなら、頑張った数値を出したほうが良い。評価できる数値がないので、アンケート結果を出すほうが良いと思います。

○乗井会長代行

他に意見がなければ、議長が質問するのもおかしいのですが、いろんな企画を組まれていて、例えば、定員３０名のところで半分ぐらいしか集まらなかった場合もあれば、反対に結構沢山の方が参加されたりと、狙いとして、これぐらい集まってほしいと思ったニーズと合致した企画と、そうでない企画の特徴的な傾向などはありますか。

○事務局（橋本）

企画する時には、対象をある程度絞り、興味を持たれる内容を考えていますが、一つには開催日や時間帯などで、例えば、子育て中で働いていない女性をターゲットに、子どもさんが学校に行っている平日の午前や午後に開催しても、実際には、パートなどで家庭におられる方が少なくなってきているなどで参加率が低い。逆に、子ども子育て課と共催に実施した講座では、実施場所を子育て支援センター「あいっく」と言いますが、河内長野の駅前にあるということと、親子で施設を利用する機会が多く個別にお声掛けしていただくなど、事業

報告書の５ページの「パパのための子育てスクール」なども、お父さんとお母さんが一緒に参加されるなど、こちらの狙いに合致した講座になったと思います。今後の課題として、本市では、やはり高齢化率が高いですので、高齢者向きの講座は他の課が実施していることもあり、子ども子育てと男女共同参画でどのような啓発をしていくのかということを考えながら実施しなければならないと思っています。

○三浦委員

事業状況だけではなく、女性の登用状況について質問させていただきますが、もう２１世紀なんですが、女性の登用状況に８ページの管理職の割合、数が圧倒的に少ないと思いますが、何か手立てを打っていらっしゃらないんでしょうか。

○事務局（橋本）

委員、おっしゃるとおり本市の女性管理職の登用状況は、他市と比べても決して高くありませんし、低い方だということは当局も認識していただいているところです。これにつきましては、昇任試験の機会は均等に与えられておりますし、職務についても男女の区別なく職責は与えられていますが、やはり女性が結婚し、子どもを産み育てという中でのハンデは致し方ないかなと。これがこの結果になっていると思います。先ほども説明しましたように、「女性活躍推進法」ができまして、「特定事業主行動計画」を地方自治体は全て計画を作らなければならないと、法律で義務付けされまして、そこで女性の活躍について、明確に数値目標を出しなさいと、また数値目標をつくったものについては、毎年、状況を公表することが法律で定められました。本市においても、計画を策定するにあたり、女性職員を中心としたプロジェクトチームを作り、「河内長野市女性職員の活躍推進アクションプラン」を策定して、本年４月１日から施行されています。１０年を目安に目標値を定め、女性の管理職の割合を１０年後に１５％以上にするという明確な目標数値を掲げておりまして、市として目標に向けてどんどん取り組みが進められていくと思いますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

○三浦委員

たとえば、女性がなったとしても、女性には家庭や子育てなど色々なものがぶら下がっていると思うんですが、それをサポートするというかメンター的な上司がいてなど。

○事務局（橋本）

メンター・メンティ制度も、数値を上げる一つの手法として、今後は取り入れられていくと思います。また、女性にだけ焦点をあてるのではなく、女性が働きやすい環境整備が本来の目的ですので、男性職員の育児休暇の取得率を上げていくなど、男性に対するアプローチも並行して、人事課が担当ですが進められると思っています。

○三浦委員

何十年も見てくると、絵に描いた餅が多くて。折角、登用されてもへたってしまわないような手立ても必要かなと。それから、アルバイト職員が多いことも気になります。非正規の人がどのように働いているか、人間らしい働き方ができているのか、職員の方ですけど。それが気になります。ありがとうございました。

○仲村義郎委員

職員の登用状況で、部長級とか課長級とかで表現されている級とは何ですか。

○事務局（橋本）

これらは、組織、機構の関係になってきますけれども、組織内の役職を表すもので、例えば部長級とは、部長と同等の役職で、特命の任務を命じられる者にあっては理事、また、課長と同等の役職で特命事項を担当する参事というように、機構改革があるごとに組織や役職

も変わってきますので、そういう表現にさせていただいています。

○仲村義郎委員

それは統一できないんですか。素人が見ていると、理解しづらいのですが。もっと分かりやすく書いていただきたいと思います。部長（理事を含む）など。

○事務局（橋本）

①登用状況の区分と③登用状況の年度比較表が合致しないとのご指摘ですので、注釈をつけるなど、表現方法については考えさせていただきます。

○乗井会長代行

先ほどの女性の登用率の数値目標ですが、３７年度までに１５％以上とおっしゃられましたが、これは、課長級以上でしょうか。今現在は、いくらですか。

○事務局（橋本）

課長級以上です。現時点で、４．７％位です。

○乗井会長代行

だいぶ頑張らないといけませんね。他に、ご質問ご意見はございませんでしょうか。

○村田委員

実績結果で、かなり多岐に亘って各課が取り組まれた内容を実績としてあげられているんですが、内容を細かく記載している課と、そうでないところがあり、意識を持っている課と、そうでないところは「開催した」に留めるなどで。昨年と見比べても、同じような内容が多かったですので。やはり、実績となると比較も必要となってきますから、来年に向けては、そのあたりをもう少し、それぞれの課においても実績内容についても、きちっと出していただくようにお願いできれば、来年度は非常に分かりやすくなると思うのが１点と、先ほどもでましたが、職場づくり率先行動計画で、育児休業の話が出ていたと思いますが、男性が一人も取っていないというところと、合わせて育児時間もこれは、女性も取得していない。女性は、育児休暇は全員取られているんですけれども、育児休業制度は、かなり以前から男性も取れるようになっていたと思いますが、取れない理由と言うのは何かあるんでしょうか。

○事務局（橋本）

取れない理由は、あまり前例がないということだと思います。出産休暇がありますが、妻が出産された時は、男性も１００％取っておられますが、長期にわたって休暇を取るのは、ありません。

○村田委員

育児時間は、取れますよね。国も同じ制度がありますが、休暇と言う形で1カ月とか長期にわたっては取りにくくても、１日単位とか１時間単位の短期でも取れますよね。そこは、少しずつでもやっていった方がいいと思います。特に、こういう計画を進めるのであれば、行政機関が率先してやっていかなければなかなか難しいと思いますので、そのあたりはもっともっと周知が必要なのかなと思います。来年、どの位取得しているのかが、一つの参考指標になると思います。

○塚本委員

まとまって取らなくても、子どもを保育園に送り迎えの時間で、1時間遅く来るとか、早く帰るとか、そういう事もないんでしょうか。

○事務局（橋本）

看護休暇や通常の年休で処理されていると思います。

○塚本委員

年休ではなくて、育児休暇としてあげれば実績となり、男性ももっと取りやすくなるし、

保育園の送迎も大変ですし熱を出して急遽お迎えに行くこともありますし、男性もしてもらえば助かりますし、そういうための育児休暇だと思います。どこかでやっていかないと。

○仲村義郎委員

もっと庁内が整備されていかないと。男女共同参画だけで言っていてもダメで、部長から各課に全職員が意識を持って取り組むように言っていただかないと前に進まないと思います。

○乗井会長代行

色々と意見がでましたので、参考にしていただけばと思います。それでは次の案件に進んでよろしいでしょうか。案件「（３）配偶者からの暴力の被害者に対する支援について」事務局から説明をお願いします。

○事務局（大谷）

平成２７年度ドメスティックバイオレンス被害者等の支援状況について、説明させていただきます。河内長野市では、男女共同参画計画のなかで「女性に対する暴力の根絶」をかかげ、「ＤＶ被害者等支援連絡会議」を設置するなどＤＶ被害者の支援に取り組んでいます。今回資料としてお配りしている「平成２７年度ドメスティックバイオレンス被害者等の支援状況」の一覧表についてはＤＶ被害者等支援連絡会を構成している各団体から報告いただいた相談件数を集計したものです。まず、この表の見方ですが、左端は相談窓口を記載しています。相談件数については、「配偶者からの暴力」と「配偶者以外からの暴力」との２つに分けています。さらに「配偶者からの暴力」については「相談形態」及び「相談対応」を各々集計しています。「配偶者以外からの暴力」は相談形態のみの集計になります。記載している件数は延べ件数となっています。また、その右側に実相談人数と年代内訳及び職業内訳を集計しています。左下に「被害者の状況」として配偶者からの暴力の相談者の状況を把握できたものについて集計しました。今回調査させていただきました延べ相談件数は、３６０件となっております。昨年は、２５７件でしたので１０３件の増となります。増加の要因としましては、男女共同参画センターの女性のための相談が３５件増、市民窓口課の住民票等の交付閲覧制限が１０件増、いきいき高齢課の高齢者に関係する相談２９件増、大阪府女性相談センターの電話相談が今年度から集計に加わりましたので２６件増などがあげられます。いずれも相談者の気づきや行政などの相談窓口の認知等により潜在化していた被害が明らかになった結果の数字だと思います。

それでは、一覧表の「相談窓口」の一番上の人権推進課の相談について説明させていただきます。男女共同参画センターで行っていますフェミニストカウンセラーによる「女性のための相談」の相談内容ごとに集計した件数の総数は２２７件でした。そのうちＤＶに関する相談件数は、延べ６０件で実人数は１６人でした。２７年度中で「女性のための相談」に初めて相談に来られた方は２２人で、そのうち１０人の方がＤＶ相談をされており、皆さんに共通して精神的暴力があり、そのほか経済的暴力、社会的暴力といった身体的暴力でないＤＶに係る相談をされている方がほとんどでした。これまでＤＶの支援として、市広報紙にＤＶ月間の特集記事を掲載するほか、市役所１階の女性トイレや市民交流センター、図書館の女性トイレに小さなサイズのパンフレットを設置して、「女性のための相談」の周知を図ってきましたが、それらをみて殴る蹴るだけがＤＶではないという気づきになり、相談につながっていたり、世間のＤＶへの関心の高まり等から、相談件数の増加になっているのではないかと思っています。次に、人権推進課で直接受けたＤＶ相談についてですが、総数は１３件でした。本人からの相談・来所が９件で、対応としては、カウンセラーや弁護士への相談につなげたり、法的な制度を説明するなどの情報提供と一時保護を行いました。昨年度の一時保護は２件で、いずれも就学前の幼児を含む子どもを連れた女性でした。また、前夫の子

と現在の夫との子どもの両方がいる環境で、夫のＤＶに加えて子どもへの虐待があり、これらが原因で家を出て逃げるケースでした。さらに、子どもを連れて実家に避難してもなお追跡されているケースもありました。自分ひとりなら、がまんできても子どもへの影響がある場合には、最終的に逃げる決断をするしかないという事案でした。これらのケースは、新聞等で報道されている虐待事件の背景にＤＶが潜在しているものと同様の境遇にあり、一時保護したことは、事件の未然防止ができたという思いとともに、支援していかなければならないＤＶ被害者予備軍が数多くいるということを再認識した事案でもありました。ＤＶ被害者の支援については、今後もそれぞれの窓口で迅速かつ的確な対応ができるよう連携・協力し、充実・強化に努めていかなければと考えており、大阪府が主催する研修会などに積極的に参加したり、河内長野市ＤＶ被害者等支援者連絡会議において実務担当者会議や研修会を通じて、相談員のスキルの向上と関係機関の連携を図っています。以上が平成２７年度ドメスティックバイオレンス被害者等の支援状況についての報告になります。

〇乗井会長代行

委員の皆さん、このことについて、ご意見ご質問はございませんか。

〇田間委員

支援状況一覧表の中の性別ですが、自己認識の性別ですか。性的マイノリティの事が気になるのですが。ご本人の意思が尊重されていればいいなと思いまして。

〇事務局（大谷）

人権推進課の分については自己認識の性別ですが、他課については、報告どおりを転記しており、どのように集計されているのか把握していません。

〇乗井会長代行

一応、自己申告ということですね。戸籍の確認まではしていない。面談などでは、担当者が見た目で判断することもあるかと思いますが。特に問題になったケースの報告はなかったですか。

〇事務局（中野）

LGBTに関しては、人権問題として取り組んでおりまして、昨年の人権相談員の会議では、事案がないとの報告でした。

〇仲村義郎委員

被害者に対する支援ですが、警察からは情報として入ってきますか。連携はどのようになっていますか。

〇事務局（橋本）

DVの場合は、個人情報であり、ご本人の承諾がない限りは、他機関に情報を出さないことを原則としていますので、警察から、逐一報告を受けることはありません。本人の承諾を得て、初めて関連機関との連携が始まります。

〇仲村義郎委員

男性は、警察に相談するけれども、市役所へは相談していないですね。市役所も男性相談できる所が必要だと思いますが。

〇事務局（大谷）

男性の警察相談は、主に身体的暴力の相談だと思います。男性の相談窓口については、昨年の審議会でもご意見をいただき、各市での対応は難し状況ですので、広域での取り組みを検討するとお答えしましたが、現時点で、広域としても男性相談窓口を設置する予定はありません。

〇河上委員

平成２７年度の状況の説明はありましたが、この状況を踏まえて、今後の課題は何でしょうか。

○事務局（大谷）

関係機関が連携を深めることが重要だと考えています。また、相談件数や事案が少ないので、相談員のスキルアップする機会も少ないと思いますので、連絡会議を定期に開催して情報共有するほか実務担当者向けの研修を行っています。

○村田委員

DV相談に来られた時の、庁内体制はどのようになっていますか。

○事務局（橋本）

DV相談は、一人ひとり抱えている問題が異なるので、お話を聞く中で連携が必要な場合は、その都度、担当者を呼び担当者を交えて相談に応じるなど、人権推進課でコーディネイトしています。

○乗井会長代行

他にご質問やご意見はございませんか。それでは、次の案件「（４）男女共同参に関する市民意識調査の実施について」事務局から説明をお願いします。

○事務局（橋本）

それでは、男女共同参画に関する市民意識調査について、ご説明いたします。お手元には、先に送付しております「河内長野市男女共同参画に関する市民意識調査」「意識調査項目比較表」そして、本日お配りしました資料３の「男女共同参画計画（第４期）策定に向けたスケジュール」資料４の「関連計画等を踏まえた男女共同参画の特性分析」資料５の「河内長野市の男女共同参画の現状と課題の整理」そして資料６の「原因抽出のための整理表」をご用意ください。本市では、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「河内長野市男女共同参画計画」を策定し、先ほどご報告させていただきましたように、計画に基づく様々な施策を実施して、男女共同参画の推進に努めてきたところです。現在の第３期計画は、平成２０年度から平成２９年度までの１０年計画となっていますことから、新たに平成３０年度を初年度とする「第４期計画」を策定することとしております。また、第４期計画は、「男女共同参画社会基本法」並びに「河内長野市男女共同参画推進条例」に基づく法定計画として策定しますが、加えて「女性活躍推進法」の推進計画と「DV防止法」の基本計画を含めたものとしたいと考えています。また、計画策定にあたっては、市民意識調査やパブリックコメント、また市議会への報告などを通じて広く市民の意見を反映したものとなるよう努めてまいりたいと考えています。そう言った意味から、本日は、第４期計画の策定に向けて「市民の意識や意向」を調査するために実施するアンケート項目について、ご意見をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、第４期計画策定に向けたスケジュールについて、簡単に説明させていただきます。資料３の男女共同参画計画（第４期）策定に向けたスケジュールをご覧ください。第４期計画は、計画期間を平成３０年度から平成３９年度までの１０年間と考えており、計画のスタートを平成３０年４月１日とすることから平成３０年３月３１日までに策定する必要があります。また、計画策定に当たっては、諮問機関である審議会での検討、市民意識調査やパブリックコメント並びに市議会など、市民の意見を反映する機会の設定、男女共同参画推進本部を含む庁内協議などが必要となって参ります。スケジュール表の項目のところに、男女共同参画審議会、市民意識調査、男女共同参画計画（第４期）、男女共同参画推進本部、市議会となっており、それぞれ実施の時期を入れております。本日の審議会は、スケジュール表上部の審議会欄、平成２８年度１１月の①（第３期計画の進捗報告と第４期計画の策定

予定）でございます。審議会につきましては、平成２９年度５月頃に「第４期計画素案の検討」と「市民意識調査の中間集計報告」を、秋頃に「第４期計画本編、施策一覧（案）の検討」と、来年度は２回の会議を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上が現時点で考えているスケジュール感ですが、新たに検討すべき事項や審議が継続するなどの事情により、会議回数や日程等が変更することがあると思いますので、その時には随時、お知らせいたします。

次に、市民意識調査について、説明させていただきます。本市では、平成５年に「男女共同参画計画の第１期」となる「かわちながの女性プラン」を策定して以降、５年ごとに「男女共同参画に関する市民意識調査」を行っており、直近では、平成２５年度に４回目となる調査を実施いたしました。これまで、調査項目の設計に当たっては、市民の意識変化の推移を見るために毎回、同一の設問を設けるほか、新たな課題に対する動向や意向などを調査するための項目を追加するなどして、男女共同参画施策の見直しを行ってきたところです。今回実施する市民意識調査は、先ほどから申し上げているとおり、今後１０年間の本市の男女共同参画推進の指針となる計画に、市民の意見を反映するために実施するものですので、これまでと同様の設問に加えて、将来的な課題に関する項目も必要と考えています。また、本市全体の長期的なまちづくり計画である「第５次総合計画」はじめ、「人権施策推進プラン」や「子ども・子育て支援事業計画」など、関連する計画との整合性を図る必要もございます。そこで、資料４の「関連計画等を踏まえた男女共同参画の特性分析」をご覧ください。第３期の計画では、表の左に記載している１０の基本目標を掲げ、それぞれの目標や重要性により施策展開して参りました。これらを目標ごとに、総合計画や関連計画など整合性を図るべき事項及び市民意識調査の結果とを対比させ、加えて国等の動向などから、本市が充実していることと不足していることを整理し、本市の男女共同参画の特性を分析いたしました。この表は、かなり細かくなっていますので、説明は割愛させていただいて、本市の男女共同参画の特性をまとめたものが、資料５の「河内長野市の男女共同参画の現状と課題の整理」になります。

本市の充実していることや方針、いわゆる強みは、市の条例や計画など制度が整備されていること。また、平成２２年の国勢調査から、本市では、女性の労働力率が前回調査よりも２０～２４歳を除くすべての年代で増加しており、特に３０～３４歳の子育て世代での落ち込みが小さくなっていること。さらに、前回の市民意識調査では、女性が職業をもつことについて、「子どもができても、ずっと職業をもち続けるほうがよい」の割合が、男性で９．６ポイント増加していることなどがあげられます。次に、国等の動向と社会的背景として、具体的には「女性活躍推進法」や「地方創生法」の成立により、「男性中心型の働き方改革」や「政策方針決定過程への女性の参画拡大」が推進されること。さらには、「配偶者暴力防止法」の改正等による「女性に対する暴力の根絶」などの施策が進められると期待できることから、これらを機会ととらえて、本市の強みである女性の労働力率の増加と、女性が職業を持つことに対する男性の賛成意識が向上していることなどをうまくリンクさせることで、活路が見いだせると考えています。さらに、社会的な問題をここでは脅威と表現しましたが、パートやアルバイトなど非正規労働者の増大や働き方の二極化などの問題解決にもつながっていくと考えられます。次に、本市の課題（弱み）としては、男女共同参画の推進に関する市民満足度が、７．６％と低い状況にあり、性別による役割分担に対する肯定感が根強く、家庭や職場をはじめ、慣行などで固定的な役割分担が今なお強く残っていること。また、女性の暴力被害に対する公的な支援窓口の認知度が低いこと。さらには、高齢化率が高いなどがあり、弱みを強みに転換していく必要があります。これらから、右側に記載していますア

ンケート設計に向けた重点課題として、１つ目は、固定的な性別役割分担意識が強く、社会における男女の地位の平等感も男性が優遇されていると考えている人が多いことから、男女共同参画に向けての意識改革を、職場、学校、地域、家庭などのあらゆる場面で進めていく必要があること。２つ目は、管理職に占める女性の割合の少なさ等の問題が依然としてあることから、行政が率先して取り組みを進め、女性の審議会等への参画率の向上が求められていること。３つ目に、高齢化率が３０％を超えるなど、今後も高齢者の増加が見込まれる状況において、介護の負担が女性に偏っていることが多い現状を是正していくことが必要なこと。４つ目に、セクシャル・ハラスメントやDVの被害を受けた経験がある女性は多いが、公的機関等に相談する人が少ないことから、専門機関の周知と機関へつなげる取り組みが必要なこと。以上４点が、本市の男女共同参画の重点課題と言えます。

これらを踏まえて、課題を市民意識調査のカテゴリーとして整理したものが、資料６の「原因抽出のための整理表」になります。左側の「視点」は、回答者全員の属性についてお聞きし、設問項目ごとの集計結果の分析に用いるものです。本市の課題と思われる項目を、重点課題の４つに整理すると、その内容から「男女共同参画意識について」、「女性の働き方について」、「ワーク・ライフ・バランスについて」そして「女性に対する暴力の根絶について」の大きく４つのカテゴリーに分かれますので、これを柱に設問設計を行いました。

続いて、市民意識調査の設問について、ご説明します。「河内長野市男女共同参画に関する市民意識調査」「意識調査項目比較表」を合わせてご覧ください。

対象人数については、無作為に抽出した市民２，０００人、アンケート方法については郵送による配布と回収で、これまで実施した市民意識調査と変更ございません。比較表の見方ですが、左側が前回、平成２５年７月に実施した市民意識調査の設問番号と内容。その隣が今回実施する市民意識調査の設問番号と内容になります。「今回設問」の横「府」となっていますのは、大阪府が平成２８年３月に「おおさか男女共同参画プラン２０１６～２０２０)」を策定する際に実施された府民意識調査の設問番号を記載しており、今回、本市の設問設計の参考とさせていただいたものです。そして、一番右が今回追加項目とした理由等を示しています。それでは、市民意識調査の１ページをご覧ください。市民意識調査の鏡として、調査の趣旨説明とご協力のお願い、そして、記入方法と、問い合わせ先になります。次に２ページをお開き下さい。こちらのF1からF6までは、性別、年齢など回答者の属性についての設問ですが、F2の対象年齢については、前回まで２０歳以上としていたものを、今回は、選挙権が与えられました１８歳以上に変更しております。３ページをお願いします。問１から問４までは、重点課題①原因カテゴリーの「男女共同参画意識」に関する設問です。問１と問２は「男女平等に関する意識」について、問３は「男女共同参画という言葉の認知度」についての設問ですが、男女共同参画意識の定番の設問として、第１回の調査から推移を見ている項目になります。４ページの問４については、「男女共同参画が進んでいるか」の意識を把握するために新しく設けた設問になります。次に、問５から問８までは、重点課題①に加えて重点課題②原因カテゴリーの「女性の働き方」に関する設問となっています。問５では、「女性が職業を持つことについて」の意識を把握するために、従前と同様の設問を設けました。次に、問６、問７、問８は、重点課題①及び②の特に働くことを希望する女性の意識調査として、また、「女性活躍推進法」の推進計画策定の参考とするため、今回新たに設けた設問となります。問６では、労働力年齢にある女性で、現在、働いていない方を対象に「働くことを希望しているか」をお聞きし、さらに、希望があるにもかかわらず働くことを妨げている要因を把握するために設けました。また、問７は、女性が「出産」「子育て」「介護」を理由に仕事を辞めずに働き続けるための条件整備について、そのニーズを把握するために、

問８は「出産」「子育て」「介護」を理由に仕事を辞めた女性が、再就職するにあたっての条件整備に関するニーズを把握するために設けました。６ページをお願いします。問９から問１３までは、「ワーク・ライフ・バランスについて」の設問です。以前は「家庭と仕事の両立」としていたものを、前回平成２５年の調査から「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」に変更し、下段に「仕事」とは、「家庭」とは、「地域・個人の生活」とはとして、それぞれの注釈を入れています。問９は、食事の支度など普段の「家庭生活」の実態について、問１０は、生活の中で「仕事」と「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度について、現実と理想のギャップを把握するために、続く問１１では、「仕事と生活」を調和させるために必要なことを把握するために、前回調査から設けている設問になります。問１２と問１３については、本市の課題である「高齢化率の高さ」に関し、重点施策③とした介護負担の問題について、市民の意向を聞くため新しく設けた設問です。問１２は、家族の中で介護が必要となった場合に対応できるか、もしくは介護に対してどう捉えているか、さらに、介護における家庭の役割分担についてお聞きし、問１３では、自分自身が介護を要する状態になった場合について、想定を含め、その考えを把握するための設問です。次に８ページの問１４から問１７までは、重点課題④原因カテゴリーの「女性に対する暴力の根絶について」の設問を設けました。問１４は、「平手で打つ」「足でける」のほか「無視する」や「子どもの面前暴力」など、例に挙げているもの全てがDVであることの認知度について、問１５はDVの実態とDVを受けた時の相談先について、問１６はセクシャル・ハラスメントの実態についてお伺いするものですが、問１４から問１６までは、市民意識調査の第１回目から設けている設問になります。１１ページの問１７は、「DV防止法」の基本計画策定の参考とするために、新たに設けた設問で、DV及びセクハラ防止のために求められていることを把握するものです。次に、問１８は、「男女共同参画社会」の実現に向け、求められていること等をお聞きするものですが、前回から、求めるものを「行政」に限定しています。最後に、問１９で本市の「男女共同参画施策」の認知度と、自由意見欄となっています。以上で、市民意識調査についての説明を終わります。

○乗井会長代行

今、事務局から「市民意識調査」の実施について説明がありましたが、このことについて、ご意見ご質問はございませんか。

○田間委員

資料５の弱みのところですが、市民満足度が７．６％と低い数値になっているんですが、これに対して、今度の調査の中で回答となるような質問を入れておかなければ、把握できないと思いますが。

○事務局（大谷）

市民満足度の数値は、本市の都市魅力戦略課が毎年行っている市民意識調査の質問項目の一つで、毎年、結果が出ているものです。

○田間委員

分かりました。毎年、統計を取っておられるんですね。数値は、上がっていますか。

○事務局（大谷）

１０％いかないところをウロウロしている状況です。

○田間委員

資料６原因抽出のための整理表ですが、仮の課題が入っていると思いますけれども、例えば④のところで「相談時間があわず相談できない」が、市民意識調査の問１５-２に選択肢として入っていないのですが、別のデータとしてお持ちなのか、ないのであれば選択肢に入れ

ておかないといけないと思いますが、聞きたいことと設問とのすり合わせが必要だと思います。施策としてつながる設問が必要ですね。

○事務局（橋本）

選択肢に漏れていますので、再度、すり合せをいたします。

○三浦委員

市民意識調査３ページの問１の４の自治会活動に「まちづくり協議会」を入れていただきたいのですが。NPOよりも馴染みがあると思いますが。

○乗井会長代行

要するに、「地域活動の場」が正確にイメージできるように事務局で検討してください。

○三浦委員

市民意識調査５ページの問７の選択肢５、家族の理解とありますが、理解だけでよいのでしょうか。支えも必要かと。あと、問４の「参画」と問７の「参加」の使い分けの意味は何ですか。

○事務局（橋本）

大阪府の府民意識調査から引用しましたので、調べさせていただきます。

○乗井会長代行

それでは、本日の案件全体をとおして、ご意見ご質問はございませんか。男女共同参画に関し、何かお気づきの点、不足している点など、新しい計画の策定に向けてこのような点を意識するべきではないか、などご意見をお願いしたいと思います。他にないようでしたら、事務局からほかに何かありますか。

○事務局（中野）

本日は、委員の皆様から貴重なご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。皆様からいただきましたご意見等をふまえ、今後の施策を実施して参りたいと考えております。また、河内長野市男女共同参画計画（第３期）が、平成２９年度をもちまして計画期間の満了を迎えますことから、新たに平成３０年を初年度とする１０年計画として、男女共同参画計画（第４期）の策定に当たり、市民の意見を取り入れるための市民意識調査の実施をはじめ、庁内関係部署との調整や本部会議の開催など、いよいよ本格的な取り組を進めて参ることになります。

審議会委員の皆様におかれましては、本市の１０年後の将来に向けた「男女共同参画推進の指針」となる第４期計画の策定について、忌憚のないご意見を頂戴したいと考えておりますので、お知恵とお力をお貸し下さいますよう、改めてお願申し上げます。本日は、誠にありがとうございました。

○乗井会長代行

それでは、本日の案件は、全て終了いたしました。

以上をもちまして、男女共同参画審議会を閉会いたします。